

これは Google に保存されている <http://www.pref.shimane.lg.jp/life/international/kouryu/kokusai/data/kousou.html> のキャッシュです。このページは 2010年4月7日 00:28:40 GMT に取得されたものです。そのため、[このページの最新版](#)でない場合があります。[詳細](#)

ハイライトされているキーワード: 島根県の国際化推進基本構想

[テキストのみのバージョン](#)



HP管理者にメールする [English](#) / [Chinese](#) / [Korean](#) / [Russian](#) [使い方](#) [RSS](#)

サイトマップ

全体で検索 フォルダ以下から検索



よみあげふりがなをつけるおおきくちいさくいろをかえるいろを

なせる世(てい)

[トップ](#) > [くらし](#) > [国際交流・パスポート](#) > [国際交流](#) > [しまねの国際化](#) > [データ・報告](#) > [国際化基本構想](#)

よみあげ ふりがな もじもじ 大き小さく いろ

国際化推進基本構想

いろ

国際化の基本方向

1. 国際化推進の基本目標 ～世界に開かれた豊かで躍動する島根～

今後の島根県の発展を図っていくためには、あらゆる分野において海外との直接的な結びつきを強めていかなければなりません。

また、日本海国土軸構想の実現のためにも、対岸諸国を中心とした交流の推進は大切です。

島根県では、このような展望の下に、「世界に開かれた豊かで躍動する島根」を基本目標として、国際化を推進します。

2. 国際化推進の視点

島根県の国際化は、次の視点を大切にして推進します。

- (1) 島根県の特性を生かす。
- (2) 全県的な均衡と各地域の特色に配慮する。
- (3) 県民主体の参画型の交流となるよう努める。
- (4) 地域の活性化につなげる。
- (5) 顔が見え、心の通う草の根交流を進める。
- (6) 次世代をにらんだ未来志向の交流を重視する。
- (7) 関係県等と連携した「多対多」の交流を進める。

3. 北東アジア地域を中心とする多彩な交流の展開

本県の国際化推進にあたっては、北東アジア地域を中心とする交流を積極的に展開するとともに、県民ニーズに即応しながら、欧米諸国や環太平洋地域などの国・地域とも多彩な交流を展開する必要がある。

あります。

【日本海国土軸】日本海沿岸地帯に、高速交通・情報通信 体系等の基盤整備を重点的に進め、第一国土軸(太平洋ベルト地帯)に相当する新たな国土の軸を形成しようとするもの。

(1) 北東アジア地域との交流

かつて、日本海は交流の海でした。そしてその交流は国家対国家というよりも地域対地域で盛んであり、それにより文化、経済が大きく発展した歴史 があります。その歩みを21世紀に向けて復活させることは、日本海に面する本県の地域振興を考える上でも、極めて大きなポイントであり、島根県長期計画でも環日本海交流の推 進を重要施策として位置付けています。

本県では、引き続き北東アジア地域を最も重要な交流対象地域と位置付け、交流活動を推進する必要があります。

【北東アジア地域】原則的に「環日本海地域」に中国全土及びモンゴルを含めた地域。NEAR (North East Asia Region)ともいう。

【環日本海地域】日本、ロシア極東地域(沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、サハリン州、カムチャツカ州、マガダン州、サハ共和国)、中国東北部(黒竜江省、吉林省、遼寧省)、韓国と北朝鮮の5ヶ国(地域)。

(2) その他地域との交流

北東アジア地域以外の国・地域との交流もまた欠かすことはできません。特に、目覚まし経済発展を遂げている、アジア新興工業経済地域 (NIES)、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 等については、本県の経済発展を促すためにも交流を促進する必要があるでしょう。

さらに、環日本海地域は環太平洋地域の一部でもあるという観点からすれば、オーストラリア、ニュージーランド等の環太平洋地域との交流も視野に入れておく必要があるでしょう。

一方、まちづくりや人づくり等の面で学ぶべき点が多々ある欧米諸国との交流も引き続き推進していく必要があります。

施策体系

国際化は、次の施策 体系により推進します。

世界に開かれた豊かで躍動する島根	国際化を支える基盤の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通物流基盤の整備 ・情報通信基盤の整備 ・国際交流拠点の整備 ・(財)しまね国際センターの充 実強化 ・民間交流団体等の育成 ・北東アジア地域 (NEAR) 研究センターの設置
	国際化に対応する「人」の育成
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理 解の増進 ・教育の国際化の推進 ・人材の育成と活用
	共に生きる社会の形成
	<ul style="list-style-type: none"> ・共生意識の醸成と制度の整備 ・安全で暮らしやすい環境の整備
	国際協力の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協 力活動の推進 ・研修生・留学生の受入の促進 ・環境、難民問題への取組み ・世界平和への取組み
	多彩な交流の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹友好交流の推進 ・文化等の交流の推進 ・経済交流の推進 ・世界とのネットワークの構築

施策展開

1. 国際化に対応する「人」の育成

進展する国際化に柔軟に対応し、活力ある地域を創造していくため、グローバルな視野をもって活躍する国際感覚豊かな人材を育成します。

(1) 国際理解の増進

1. 交流・協力の機会の増進

●「北東アジア地域交流の船」の派遣を行うなど、交流、協力の機会の拡充に努めます。

2. ホームステイ等の促進

●ホームステイやホームビジットの受入れを促進するなど、顔が見え心がふれあう交流を推進します。

3. シンポジウム等による意識啓発

●地域の特色・実情に即したテーマによるシンポジウムや講演会等の開催を促進します。

4. 情報提供の充実

●外国に関する情報等を容易に手に入れることができるよう、広報誌の充実や情報提供システムの構築を進めます。

(2) 教育の国際化の推進

●県立国際短期大学の国際化教育の充実や高校の国際コースの一層の拡充、高校生の海外派遣事業等の充実等により、学生・生徒の国際理解を深めるとともに語学力の向上を促進します。

●海外の学校との姉妹校提携、文通や絵画等の交換、児童生徒の相互訪問などの交流を促進します。

●外国語担当教員の海外派遣研修等の充実により、指導能力の向上を図ります。

●教員や学生の海外留学を促進するため、新たな派遣制度や奨学金制度を検討します。

●国際交流員及び外国語指導助手の一層の活用を図り、小学校以下の段階から児童生徒が外国人や生の外国語と接触する機会を増やします。

●語学ボランティア等の協力を得ながら、帰国子女が安心して教育が受けられるよう努めます。

(3) 人材の育成と活用

1. 地域リーダーの育成

●いろいろな分野の県民の海外派遣や情報提供等を一層充実し、国際化推進の中核的担い手となる人材や産業界のリーダーの育成に努めます。

2. 人材の発掘と活用

●文化、語学、学術、産業、スポーツ等、幅広い分野でボランティアとして活動していただける人材の発掘と活躍の場の拡大に努めます。

●県内外の人材情報バンクや交流先地域の基礎資料を集めた情報のデータベースの構築を進めます。

●ボランティア活動に関する講習会等を開催します。

2. 国際化を支える基盤の整備

本県の国際化を一層進めるため、交流を支える空港・港湾機能の高度化、国際的な研究機能の整備、(財)島根県国際交流センターの一層の充実、民間交流団体の育成等、ハード、ソフトにわたる各種交流基盤の整備を積極的に推進します。

(1) 交通・物流基盤の整備

1. 航空路線等の整備

●出雲空港と韓国との間の国際定期便開設をめざし、国際チャーター便の増便、エアポートセールス等を積極的に推進します。

●国際空港とのアクセスの向上、全国との交流の拡大のため、国内航空路線のネットワーク化や高規格幹線道路網等の整備を促進します。

2. 港湾機能の整備

- 浜田港への**国際定期航路**の開設をめざし、物流・交流など総合的拠点としての**基盤整備**を進めます。
- 鳥取県等と協力して、境港の**輸入促進基盤**の整備を進めます。

(2) 情報通信基盤の整備

- (財)しまね**国際センター**、くにびきメッセ等の公共施設と国内外の情報拠点を結ぶ**高度情報通信システム**の構築を促進します。

(3) 国際交流拠点の整備

1. 国際交流拠点の充実と整備

- くにびきメッセへの**国際情報通信機能**の付与、しまね**国際研修館**の機能拡充、県立**国際短期大学**の交流機能の充実強化等、**国際交流拠点**の整備を進めます。

2. 海外交流拠点の設置

- 経済界、市町村等の動向を踏まえながら、**海外事務所**の設置、**民間事務所**への**駐在員の派遣**等を検討します。

(4) (財)しまね国際センターの充実強化

1. 組織等の充実

- 石見地域における**民間交流活動**の拠点となる**西部支所**の開設を進めます。

2. 財政基盤の充実

- 市町村・民間の協力を得て、**基本財産**の充実、**賛助会員**の拡大による**財政基盤**の充実を促進します。

3. 国際ビジネス支援組織の設置

- 県内企業の**海外展開**を**推進**するため、**国際ビジネス**を総合的に支援できるよう**組織**を整備します。

4. 情報提側機能の強化

- 民間団体の**情報交換**の場として有効に機能するよう、**情報システム**の整備を進めます。

(5) 民間交流団体等の育成

- 情報提供や活動の場の提供等によって**国際交流団体**の活動を促進します。
- ボランティア**の育成と**ネットワーク**形成を促進します。

(6) 北東アジア地域(NEAR)研究センターの設置

- 北東アジア地域の歴史、文化、自然、産業等の研究や映像情報の収集・提供を行う「**北東アジア地域(NEAR)研究センター**」を設置します。

3. 多彩な交流の推進

北東アジア地域との姉妹・友好提携を基軸とし、民間団体、市町村、他府県との連携、協力のもとに、**経済・文化**など多方面にわたる交流を**推進**します。

(1) 姉妹友好交流の推進

- 韓国慶尚北道などの**姉妹友好提携**先との民間、市町村の交流を促進するなど、幅広く**息の長い交流**を**推進**します。
- 県民の皆さんのニーズを把握しながら、**アジア太平洋地域**などを対象とした分野を限った**姉妹提携**等の検討を行います。
- 市町村、学校、民間交流団体等の**姉妹友好提携**を促進します。

(2) 文化等の交流の推進

1. 伝統芸能など幅広い文化の紹介

- 古くから伝わる個性豊かな伝統芸能や写真などを世界に積極的に紹介します。

2. 学術交流の推進

- 県内高等教育機関と海外の大学、研究機関等との友好協定などによるネットワーク化を支援します。

3. スポーツ交流の推進

- 青少年のサッカー、ホッケー等の交流、さらには高齢者、女性などによるゲートボール、バレーボール等身近なスポーツ交流を進めます。

(3) 経済交流の促進

1. 国際ビジネス活動の推進

- 経済ミッションの派遣・受入れや国際見本市への県内企業の参加等を促進します。

- 県内企業が積極的に国際化を進めることができるよう、海外経済情報の収集・提供や各種セミナー等を開催するほか、海外への事業展開に伴うリスク軽減のための支援制度を検討します。

2. 国際ビジネス支援組織の設置

- (財)しまね国際センターが、海外経済情報の提供、海外取引に関する技術的な支援等を行うことができるよう、組織を整備します。

3. 技術交流、共同研究等の推進

- 高付加価値製品の開発等をめざした技術交流や、酸性雨の共同調査・研究等の技術協力を促進します。

4. 国際観光の振興

- 外国語の案内標識やパンフレットの整備、外国人への入館料割引制度や共通パス券の導入など、外国人観光客へのサービスを充実します。

- 姉妹友好提携先に島根県紹介コーナーを設置するなど、海外等への観光宣伝と広報活動を進め、外国人観光客や国際的なコンベンションの誘致に努めます。

(4) 世界とのネットワークの構築

1. 海外県人会の支援と交流の推進

- 海外島根県人会を支援するとともに、ネットワークを強化し、留学生の交換等を行います。

2. 「遣島使」制度の積極的な活用

- 本県とゆかりのある外国人を任命する「遣島使」をつうじてさらに積極的に情報の受発信を行い、本県との強いネットワークを築きます。

4. 国際協力の推進

技術研修生の受入れや専門家の派遣を進めるとともに、地球規模の問題である環境問題に積極的に取り組むなど、地域の立場から世界の発展と平和に貢献します。

(1) 国際協力活動の促進

1. 国際協力事業への支援と連携強化

- 国内外の国際協力関係機関等と連携して情報やノウハウの提供等を行いながら、日本語教師や農業指導者等の技術協力専門家の派遣等を進めます。

2. 青年海外協力隊等への支援、協力

- 青年海外協力隊等への理解を深めてもらうとともに、現職参加を促進するための制度の整備や支援組織の育成を進めます。

3. 財政措置等についての国への要望

- 自治体の国際協力活動への財政支援措置の充実や、自治体が行う国際交流・協力事業の法的位置付けの明確化を国へ要望します。

(2) 研修生・留学生の受入れの促進

1. 研修生受入れの支援、協力等

- 技術研修生等の受入れ人数の拡大と、相手国のニーズ等についての正確な情報提供等によって商工団体、民間企業等での円滑な受入れを進めます。
- 2. 留学生受入れの支援、協力等
- 私費留学生に対する奨学金の支給、里親制度の創設などにより、留学生の受入れと、県民との交流機会の拡大に努めます。
- 3. 生活環境の整備
- 「しまね国際研修館」の一層の充実や専門ボランティアの育成などにより、研修生等の生活上の不便の解消に努めます。

(3) 環境、難民問題への取組み

- 学校教育やシンポジウムの開催等を通じて環境、難民等の地球的規模の課題に対する理解を求めます。
- 環境保全の大切さを訴えるとともに、酸性雨調査等の事業を一層拡充します。
- 民間国際交流団体等との連携による難民救済募金活動等を促進します。

(4) 世界平和への取組み

- 平和教育の推進、平和に関するシンポジウム等の開催などにより、平和に対する県民の皆さんの理解を求めます。

5. 共に生きる社会の形成

定住外国人にとって暮らしやすい環境を整備するとともに、県民の人権意識の向上や各種制度の整備を通じて、定住外国人と「共に生きる」地域社会をつくり上げていきます。

(1) 共生意識の醸成と制度の整備

1. 共に生きる意識づくり
- シンポジウムの開催、啓発パンフレットの発行、交流機会の拡大などにより、外国人に対する偏見の解消を図り、共に生きる意識の醸成に努めます。
2. 在住外国人に関する各種制度の整備等
- 在住外国人の意思を行政施策や地域づくりに反映できるよう努めます。
- 在住外国人の地方公務員採用可能職種の拡大を図るとともに、地方参政権等の問題について必要な調査、検討を行います。
3. 地方参政権問題等についての国への要望
- 定住外国人の地方参政権、地方公務員への採用、無年金者に対する救済措置等について、国に対し調査、検討を要望します。

(2) 安全で暮らしやすい環境の整備

1. 生活環境の整備
- 各国語に対応したガイドブック等の発行、道路案内板等への外国語表記やローマ字併記など、在住外国人が安心して暮らせる環境づくりに努めます。
2. 労働環境の整備
- 外国人労働者の雇用、労働条件について普及、啓発を図り、外国人労働者が適正な労働条件の下で働くことができるよう努めます。

[トップ](#) > [暮らし](#) > [国際交流・パスポート](#) > [国際交流](#) > [しまねの国際化](#) > [データ報告](#) > [国際化基本構想](#)

【文化国際課】

振興室】0852-22-5878【島根県パスポートセンター】0852-27-8686

FAX :【国際交流グループ・文化振興室】

0852-22-6412【島根県パスポートセンター】

0852-25-9506

E-mail:【国際交流グループ】[\[kokusai@pref.shimane.lg.jp\]\(mailto:kokusai@pref.shimane.lg.jp\)【文化振興室】](mailto:bunka-</p></div><div data-bbox=)

bunkashinko@pref.shimane.lg.jp

【島根県パスポートセンター】

passport@pref.shimane.lg.jp